

<一般委託>

市営住宅遊具点検業務委託(一般委託)仕様書

市営住宅遊具点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市内の市営住宅に設置された遊具の安全点検を行うものである。
2	履行期間	契約締結日から平成31年3月29日
3	施行場所	横須賀市追浜東町3丁目58番地ほか (別紙「市営住宅点検対象遊具一覧表」参照)
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	<p>本業務のうち、下記に掲げる業務内容については、次の要件を満たす人員を確保し、業務に従事させること</p> <p>A、別紙業務仕様書の「4 安全点検業務」(次のうち、①または②とする)</p> <p>①一般社団法人日本公園施設業協会の認定した公園施設製品整備技士</p> <p>②下記の項目を一人で全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具点検業者としての実務経験が5年以上あること</li> <li>・国、地方公共団体又は特殊法人等の発注した「遊具の安全点検業務委託(公園、小学校、公営住宅)」において、遊具点検または安全性判定の作業に従事した実績があること</li> <li>・施設遊具(公園または学校遊具)点検に関する資格、または講習会等の受講経験があること</li> </ul> <p>B、別紙業務仕様書の「5 安全性判定業務」及び「6 定期点検結果報告書作成業務」(次のうち、①または②とする)</p> <p>①一般社団法人日本公園施設業協会の認定した公園施設製品安全管理士</p> <p>②下記の項目を一人で全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の安全性判定や点検業務の責任者としての実務経験が3年以上あること</li> <li>・国、地方公共団体又は特殊法人等の発注した「遊具の安全点検業務委託(公園、小学校、公営住宅)」において、遊具点検または安全性判定の作業に従事した実績があること</li> <li>・施設遊具(公園または学校遊具)点検に関する資格、または講習会等の受講経験があること</li> </ul> <p>※上記のAとBの兼任は不可とする。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市都市部市営住宅課 菱沼 046-822-8415

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

市営住宅点検対象遊具一覧表

	団地 番号	団地名	住所(代表住所)	遊具種別(数)			備考	
				単体A	単体B	複合小		
1	03	追浜東町アパート	横須賀市追浜東町3丁目58番地	2	1		スプリング遊具2、(B)滑り台	
2	13	長浦住宅	横須賀市長浦町3丁目80番地	1	1		弓型シーソー、(B)滑り台	
3	26	金堀アパート	横須賀市三春町5丁目58番地	5	1		動物置物2、鉄棒、飛石、ほか1、(B)滑り台	
4	36	森崎アパート(A団地)	横須賀市森崎3丁目4番		2		B ジャングルジム、(B) 2連ブランコ	
		森崎アパート(B団地)	横須賀市森崎3丁目5番	2		1	スプリング遊具2、(複)コンビネーション遊具	
		森崎アパート(C団地)	横須賀市森崎5丁目2番	3			鉄棒、石山、飛石	
5	37	本公郷改良アパート	横須賀市公郷町2丁目22番地	1	1		鉄棒、(B)ジャングルジム	
6	38	阿部倉アパート	横須賀市阿部倉17番	1		2	動物置物、(複)滑り台2	
7	41	池上ハイム	横須賀市池上3丁目6番	3		1	スプリング遊具2、ほか1、(複)滑り台1*タイヤブランコ無し	
8	51	大津住宅	横須賀市馬堀町1丁目24番	1	1		弓型シーソー、(B)滑り台	
9	53	岩瀬アパート	横須賀市根岸町5丁目25番	1			砂場	
10	63	浦賀改良アパート	横須賀市浦上台3丁目3番			1	(複)滑り台・タイヤブランコ	
11	65	鴨居ハイム	横須賀市鴨居2丁目17番	2			鉄棒、スプリング遊具	
12	72	久里浜改良アパート	横須賀市久里浜6丁目5番	1	1		シーソー、(B) 2連ブランコ	
13	73	明浜改良アパート	横須賀市久里浜5丁目4番	4		1	弓型シーソー、スプリング遊具2、ほか1、(複)滑り台・雲梯	
14	74	八幡ハイム	横須賀市久里浜3丁目1番	1		1	鉄棒*変則、(複)滑り台・雲梯	
15	92	長坂アパート	横須賀市長坂4丁目1番	3	1		コンクリート製3、(B)ロッキング遊具	
16	93	長井アパート	横須賀市長井3丁目29番			1	(複)滑り台	
17	95	武ハイム	横須賀市武1丁目21番	3	1	1	砂場、動物置物2、(B) 1、(複)コンビネーション遊具	
小 計				34	10	9	合 計	53

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

市営住宅遊具点検業務委託

## 2 業務内容

本業務は、横須賀市内の市営住宅に設置された遊具の安全点検を行うものである。

## 3 施行場所

横須賀市追浜東町3丁目58番地ほか  
(別紙「市営住宅点検対象遊具一覧表」参照)

## 4 安全点検業務

- (1) 安全点検業務は、別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件A」の要件を満たす人員により実施すること。
- (2) 遊具の破損、老朽の具合、継ぎ部分のゆるみ及び固定部、可動部、支柱等の安全性の点検を目視、触診、打診等により行うこと。打診には、箇所により、テストハンマー等を適宜使用すること。
- (3) ブランコ類の点検  
ロープ、ネット部分は、磨耗による裂傷、ゆるみ・たるみを細部に渡り確認し適宜増し締めを行うこと。木製部分はささくれ、亀裂、腐蝕等を細部に渡り確認すること。
- (4) 塗装状況の点検（主に鉄製遊具）  
目視にて、塗装状況を判断すること。
- (5) 遊具の可動部への注油  
必要に応じて、遊具可動部への注油を行うこと。
- (6) チェーン等の磨耗の点検  
ノギス、目視等により測定し残存70%以下の磨耗は注意勧告を行い、残存50%以下の磨耗は監督員と協議の上、即時使用禁止措置を講じるとともに監督員へ即時報告すること。
- (7) 構造部ボルト、ナットのゆるみ点検  
ボルト、ネジ等の点検は細部に渡り確認し、ゆるみが発見された場合は適宜増し締めを行うこと。また、ゆるみの増し締め及び軽微な欠損、破損を確認した際には報告を行うこと。

- (8) 腐朽、腐食等の点検  
腐朽、腐食等を目視、打診等により点検し、地際部は特に転倒等の恐れがないか確認を行うこと。
- (9) 破損、動作不良等の点検  
破損や動作不良がないかを目視、触診等により確認を行うこと。
- (10) 本点検業務の作業に起因して、他人の身体や財物に損害を与えた場合は、受託者が損害賠償責任を負うものとする。
- (11) 重大事故につながる恐れがあると推測される構造等の使用禁止表示及び報告  
転倒や落下により地表等にある突起物で安全性が損なわれると推測される構造又は箇所、首や手足が入る隙間及び遊具使用中の遊戯者同士の接触事故の可能性がある等、重大事故につながる恐れがある場合は使用禁止表示を行い、直ちに監督員に報告すること。
- (12) 上記以外の点検項目等については、一般社団法人日本公園施設業協会発行「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」の「6.1.3.3 定期点検」及び「遊具の定期点検業務仕様書（定期点検表含む）」の内容を準用するものとする。「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載のない遊具等は、公益財団法人日本体育施設協会「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」（改訂第3版）の内容を準用するものとする。
- (13) 安全点検業務を行うために必要な点検用具、工具、油脂類、消耗品等は受託者が用意すること。

## 5 安全性判定業務

安全性判定業務については、上記の4安全点検業務で作成される個別の点検表に基づき、別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件 B」の要件を満たす人員が、遊具の安全性について以下の基準により判定を行うこと。

### (1) 使用継続判定

使用継続の判定については、下記の5段階にて評価を行う。

- A：使用可（異常なし）
- B：使用可（軽微な異常があり、経過観察が必要。）
- C：使用可（修繕又は対策が必要）
- D：使用不可（修繕完了まで使用不可）
- E：使用不可（破棄して更新を検討）

## (2) 劣化診断評価

劣化の点検評価については、下記の4段階にて評価を行う。

- A：健全な状態
- B：軽微な劣化がある状態
- C：修繕の必要な劣化がある状態
- D：緊急修繕が必要な劣化がある状態

## (3) 塗装診断評価

塗装の点検評価については、下記の4段階にて評価を行う。

- A：健全な状態
- B：部分的に塗装剥離があり、経過観察が必要な状態。
- C：全体的に塗装剥離があり、再塗装が必要な状態。
- －：塗装なし

## (4) ハザード診断評価

ハザードの点検評価については、下記の4段階にて評価を行う。

- A：傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- B：軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
- C：重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
- D：生命に危険、あるいは重度な恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態

## 6 点検結果報告書作成業務

(1) 点検結果報告書作成業務については、別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件B」の要件を満たす人員が監修すること。

(2) 安全性判定業務終了後、次の成果品を作成し提出すること。

なお提出は、紙による提出（各2部）のほかに、CD 又は DVD に格納したデータ（2枚）を提出すること。

- ・市営住宅遊具点検報告書
- ・遊具ごとの作業写真

（遊具の全景、点検作業中、上記5の安全性判定業務(1)から(4)により判定または評価がB・C・D・Eとした箇所を撮影したもの。）

- ・市営住宅遊具点検報告書の任意による補足説明資料（遊具毎個票等）

(3) 使用継続判定及び劣化診断評価がC・Dのものについては、修繕の「見積書」を提出すること。

(4) ハザード診断評価がC・Dのものについては、評価内容が分かる「平面図」を提出すること。

(5) 点検時に別紙「市営住宅点検対象遊具一覧表」の内容に変更があることが判明した場合は、修正した参考資料を提出すること。

## 7 契約期間

契約日から平成31年3月29日まで

## 8 支払い

業務完了後一括払いとする。

## 9 その他

(1) 受託者は業務に従事する者について、業務を開始する前に、以下のものを監督員へ提出するものとする。

### ①安全点検業務の従事者

- ・別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件A①」の場合については、一般社団法人日本公園施設業協会発行の公園施設製品整備技士認定証の写し
- ・別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件A②」の場合については、要件を確認することができる経歴書や資格証等の写し

### ②安全性判定業務及び定期点検結果報告書作成業務の従事者

- ・別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件B①」の場合については、一般社団法人日本公園施設業協会発行の公園施設製品安全管理士認定証の写し
- ・別紙「市営住宅遊具点検業務委託仕様書」の「7 資格要件B②」の場合については、要件を確認することができる経歴書や資格証等の写し

(2) 安全点検業務の実施にあたっては、監督員と協議のうえ、遊具施設を一時的に閉鎖する等、周辺の児童、利用者の安全確保に十分配慮すること。

(3) 点検の結果、損傷が著しく使用に絶えられないと判断した遊具または、重大な事故につながる恐れのある劣化がある場合については、監督員の承諾を待たず使用禁止処置等の適切な措置を取り、直ちに監督員に報告し事後の指示を受けること。

(4) 電動工具、発電機等使用時には、周辺状況に十分注意し空運転は行わないこと。

(5) 本業務において、アスベストを含む、または含んでいる可能性のある遊具が確認された場合、速やかに監督員に報告し事後の指示を受けること。

また、任意様式により報告・説明など資料を提出すること。

(6) その他

本業務に際して疑義が生じた場合は、監督員と密に連絡を取り協議を行う。また、本仕様書に定めがない事項については、「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版第2版）」を準用すること。

